

農地法第4条・第5条の規定による許可申請・5条買受適格証明
事業計画変更承認申請(無継承・継承) 関係書類一覧

許可申請書及び添付書類		部数	摘 要
1 (各申請書)	農地法第4条第1項の規定による許可申請書	3部	申請人が複数人の場合、 必要な部数が増えます
	農地法第5条第1項の規定による許可申請書	4部	譲受人や譲渡人が複数人の場合、 必要な部数が増えます
	農地転用事業計画変更承認申請書(無承継)	3部	申請人が複数人の場合、 必要な部数が増えます
	農地転用事業計画変更承認申請書(承継)	4部	当初計画者や事業継承者が複数人の場合、 必要な部数が増えます
	農地法第5条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書	2部	願出人が複数人の場合、 必要な部数が増えます
2	登記事項証明書(全部事項証明)	原本1部 写し1部	法務局発行の登記官印があるもの
3	公図	原本1部 写し1部	法務局発行の登記官印があるもの
4	配置図	2部	・申請地内の建物、下水道(浄化槽)配管、庭(植木)、駐車場、資材置場等の配置を記載
5	建物等の平面図	2部	・敷地面積、建物等の建築面積(床面積ではない)、位置、寸法が表示されたもの
6	事業計画書 (資材置場、駐車場、畜舎、倉庫等の場合)	2部	※業務が営業免許等を要するものはその写し
7	申請地と付近の状況を表示する図面	2部	申請地を示したゼンリン住宅地図やGoogleMapの写し等
8	代替地検討書(様式第5号の14)	2部	都市計画法上の用途地域に該当するなら不要
9	資金計画書(様式第5号の4)	2部	・資金調達計画に記載してある金額以上の書類を添付
10	預金残高証明書(通帳写し2部でも可)	原本1部 写し1部	・融資の申込書や相談書は不可
	融資証明書等(融資内諾書等でも可)		
11	他法令の許認可の申請を証する書類、又はその許認可書の写し	2部	赤土等流出防止条例、墓地埋葬法、開発許可など関連する法令の手続きを進める必要があります

※ その他必要に応じて資料を求める場合があります
裏面や沖縄県の『農地法関係事務処理の手引き』を確認してください

※必ずお読みください！！

1. 申請の受付期間は、毎月1日から10日までとなっています ※但し、10日が日曜・祝日・閉庁日の場合には、その次の開庁日までとなります
2. **転用許可後は、許可条件どおりに報告書を提出すること**
3. 申請施設等は、許可の日から1年以内の着工が原則です
4. 申請地には「地番〇〇〇〇」と表示(たて看板)してください



その他、必要となる書面 関係書類一覧

添付書類		部数	摘 要
一	様式第5号の1・第5号の2-② ※申請書とこの様式に全員の割り印が必要です	+α	・各申請書のそれぞれ記入する人数が複数の場合に必要 ・申請地が5筆以上の場合に必要
二	住民票・戸籍の附票等 ※申請人が土地所有者であることを確認できる書類	原本1部 写し1部	現住所が登記簿上の住所と異なる場合に必要
三	申請地以外の登記事項証明書(全部事項証明)	2部	申請地以外の土地も所要面積に含む場合に必要
四	・内面積申請確認書(様式第5号の3) ・求積図や地積測量図等(位置・面積を特定した図面)	2部	土地の一部(内面積)の転用の場合に必要
五	資金の確約書(見本有り) ※負担者氏名、押印・負担金額・内容を明記	原本1部 写し1部	転用事業者(申請人(4条)、譲受人(5条)など)と資金を負担する者が異なる場合に必要
六	無償の同意書(見本有り) ※土地所有者氏名、押印・内容を明記	原本1部 写し1部	土地購入費/賃借料が無償の場合(贈与や使用貸借権の設定など)に必要
七	・宅地建物取引業者の免許証の写し ・販売実績の概要	2部	転用目的が建売住宅、宅地造成の場合に必要 ○パンフレットや転用事業者ホームページ等の既存資料
八	1棟あたりの住宅の建築費について妥当性を示す理由書	2部	転用目的が建売住宅の場合に必要
九	区画割図 ※1区画の場合も作成して添付	2部	転用目的が宅地造成の場合に必要
十	既存の資材置場、駐車場などの写真 ※四方撮影4枚が望ましい	2部	既存の資材置場や駐車場などがある場合に必要
十一	当初の許可指令書の写し	2部	事業計画変更承認申請の場合に必要
十二	期間入札の公告・物件目録	2部	買受適格証明の場合に必要

※法人が申請する場合には下記の書類が必要

十三	会社の登記簿謄本	原本1部 写し1部	法務局発行の登記官印があるもの
十四	定款または寄付行為	2部	写しの場合は、「原本を相違ないことを証明する」と記入し、法人の実印を捺印すること
十五	営業免許等の写し(宅建業、古物商など)	2部	

※その他、参考事項

- I. 墓を造る場合は、墓地埋葬法の手続きが必要です(窓口:うるま市環境課 973-5594)
- II. 転用面積が3,000㎡以上の場合は、都市計画法の開発許可が必要です
- III. 差押物件の場合の場合には、その抹消登記を済ませるか、又は差押解除の証明等が必要になる場合があります
- IV. 相続未登記のまま申請する場合は、相続系譜図、戸籍謄本、遺産分割協議書等の添付が必要です
- V. 一時転用の場合は、工程表及び農地復元計画書、期間内の農地復元を明言した書面が必要です
- VI. 申請内容や転用目的によっては、上記以外の書類も必要になります。